

平成 1 8 年度

財政的援助団体等監査の
結果に関する報告書（概要版）

島根県監査委員

目 次

第 1	監査の概要	1
1	財政的援助団体等監査の主旨	1
2	監査対象団体及び実施団体	1
3	監査の実施方法、対象年度、範囲	4
第 2	監査の結果	4
	監査結果（総括）	5
1	指摘事項	5
2	運営の合理化に資する意見	6
	監査結果（個別）	9
1	（社）島根県私学教育振興会	9
2	（財）ふるさと島根定住財団	10
3	（財）島根県市町村振興協会	12
4	（社）島根県トラック協会	14
5	（財）しまね国際センター	15
7	（社）松江市医師会	16
8	（社）益田市医師会	18
9	（財）島根県環境保健公社	19
10	（社福）恩賜財団済生会支部島根県済生会	21
12	（財）島根県生活衛生営業指導センター	22
13	（財）島根県みどりの担い手育成基金	23
14	（財）しまね産業振興財団	24
15	島根県商工会連合会	25
18	大社商工会	27
19	国府商工会	28
20	松江商工会議所	29

2 3	安来商工会議所	30
2 5	(財)島根県建設技術センター	31

第 1 監査の概要

1 財政的援助団体等監査の主旨

〔監査の対象機関〕

- ・ 県が補助金、交付金、貸付金、損失補償等の財政的援助を与えている団体
- ・ 県が資本金、基本金等を出資している団体
- ・ 公の施設の管理を行わせている団体
- ・ 上記の財政的援助等を行っている所管課

〔監査の内容〕

県による財政的援助の妥当性、団体における公金の執行状況の適正性等を監査する。

2 監査対象団体及び実施団体

(1) 監査対象団体

監査対象団体は、監査体制等の条件、監査の実効性の確保等を考慮し、次のとおりとした。

ア 財政的援助団体

県単独の制度により原則として1千万円以上の補助金等を交付している団体

貸付又は損失補償をしている団体

イ 出資団体

県が資本金、基本金その他これに準ずるものの4分の1以上を出資している団体

ウ 債務保証団体

県が金融機関に対し債務保証契約を締結している団体

エ 県が公の施設の管理を行わせている団体

(2) 監査対象団体の概要

上記(1)の団体について、県庁各所管課に対して行った対象団体の調査の結果は次のとおりである。

団体区分	監査対象 団体実数	財政的援助等の形態別件数					
		財政的援助			出資	債務 保証	公の施設 管理委託
		補助金等	貸付金	損失補償			
財団法人	26	10	2	3	22		7
社団法人	11	8	1	1	4		2
学校法人	2	2					
社会福祉法人	25	25					
農林水産組合	6	1	5				
商工会議所商工会等	59	59					
株式会社	10		3		4		6
その他	18	15	1		4	1	3
合計	157	120	12	4	34	1	18

1つの団体に対し補助金、貸付金、出資等を重複して援助する場合があるので、「監査対象団体実数」の合計と「財政的援助等の形態別件数」の合計は一致しない。

(3) 監査実施団体

今年度は上記監査対象団体の中から、過去の監査実施状況等を考慮し、次の26団体を選定し監査を実施した。

	団体	所管課	財政的援助等の形態
1	(社)島根県私学教育振興会	総務課	出資
2	(財)ふるさと島根定住財団	地域政策課 青少年家庭課	出資・補助金
3	(財)島根県市町村振興協会	地域政策課	補助金

	団 体	所管課	財政的援助等の形態
4	(社) 島根県トラック協会	交通対策課	補助金
5	(財) しまね国際センター	文化国際課	出資
6	(社福) 島根ライトハウス	地域福祉課	補助金
7	(社) 松江市医師会	医療対策課	公の施設管理委託
8	(社) 益田市医師会	医療対策課	公の施設管理委託
9	(財) 島根県環境保健公社	医療対策課	出資・補助金・貸付金
10	(社福) 恩賜財団済生会支部島根県済生会	地域福祉課 医療対策課	補助金
11	(社福) 島根整肢学園	障害者福祉課	補助金
12	(財) 島根県生活衛生営業指導センター	薬事衛生課	出資
13	(財) 島根県みどりの担い手育成基金	林業課	出資
14	(財) しまね産業振興財団	産業振興課 商工政策課 企業立地課	出資・補助金
15	島根県商工会連合会	経営支援課	補助金
16	東出雲町商工会	経営支援課	補助金
17	斐川町商工会	経営支援課	補助金
18	大社商工会	経営支援課	補助金
19	国府商工会	経営支援課	補助金
20	松江商工会議所	経営支援課	補助金
21	浜田商工会議所	経営支援課	補助金
22	大田商工会議所	経営支援課	補助金
23	安来商工会議所	経営支援課	補助金
24	平田商工会議所	経営支援課	補助金
25	(財) 島根県建設技術センター	土木総務課 技術管理課	出資・損失補償
26	公立学校共済組合島根支部	福利課	補助金

3 監査の実施方法、対象年度、範囲

(1) 実施方法

団体については実地監査により行い、所管課については書面監査により行った。

(2) 対象年度

原則として平成17年度を対象とし、必要に応じ、現年度及び過年度も対象とした。

(3) 範囲

監査の範囲は、出資している団体にあつては、団体の財務、会計、事業など経営全般とし、補助金、貸付金、損失補償等の財政的援助を与えている団体にあつては、それら財政的援助に関連する範囲とし、公の施設の管理を行わせている団体にあつては、管理委託に係る会計事務の執行や施設の維持管理の状況を範囲とした。

第2 監査の結果

県においては、地方交付税の大幅な削減により構造的な財源不足の状態に陥ちいり、平成16年10月には「中期財政改革基本方針」を策定し、おおむね10年における収支均衡体質への転換に向け取り組むこととした。

平成17年度及び平成18年度の財政改革努力の結果、平成18年度当初予算における収支不足は当初の450億円から107億円まで圧縮されたところである。

しかしながら、国の「骨太の方針2006」等を踏まえ、平成18年9月に示された「中期財政見通し」によれば、今後の収支不足は、200億円台半ばで推移すると見込まれ、この状態のままでは早ければ平成21年度には基金が枯渇する恐れがある。

また、平成19年度以降の地方財政対策は不透明であることから、その動向によっては、さらに厳しい財政運営を強いられる可能性がある。

本年度の監査にあたっては、県が出資している団体については出資目的に沿って事業が運営されているか、補助金等の財政的援助を行っている団体については、補助金等が公金として適切に執行され、交付目的である成果が十分得られているか、また、公の施設の管理を行わせている団体については、管理委託業務が条例、契約書等に基づいて適正に行われているかなどの観点から監査を行った。

監査結果は、**監査結果（総括）**及び **監査結果（個別）**に掲げるとおりである。

監査結果（総括）

1 指摘事項は、監査結果（個別）に掲げた指摘事項のなかから、その主なものを取りまとめたものである。

また、2 運営の合理化に資する意見は、運営の合理化に関し複数の団体・所管課に共通する意見を取りまとめたものである。

1 指摘事項

（１）出資している団体

ア 会計処理について

公益法人の会計処理については、公益法人会計基準に基づく会計に関する規程を整備することとされているが整備されていない団体、会計基準に基づいて記載すべき計算書類の注記事項がない団体があった。

また、会計科目の区分を誤っていたものや扶養手当の認定にあたって証拠書類がないまま認定していた団体があった。

イ 契約事務について

財務規程を県に準ずるとしているが、機器等の購入にあたって予定価格調書を作成していない団体、随意契約とする理由を記載していない団体があった。

ウ 物品の管理について

団体の会計処理規程に規定されている固定資産台帳や物品台帳を整備せず管理が不十分な団体、消耗品の実地棚卸を行っていない団体があった。

（２）補助金、貸付金、損失補償等の財政的援助を受けている団体

ア 会計に関する規程の整備について

会計に関する規程が整備されていない団体があった。

（３）公の施設の管理を行わせている団体

ア 会計に関する規程の整備について

会計に関する規程が整備されていない団体があった。

2 運営の合理化に資する意見

(1) 団体

ア 新公益法人制度への対応について

現行の公益法人制度は、民法制定以来抜本的な見直しが行われていなかったことや公益性の判断基準が不明確であること、また、公益法人の中には営利法人と類似した法人が存在し税法上の優遇措置を受けているなど多くの問題点があるため、これに対処する新しい公益法人制度を創設することとし、新たな法律が平成18年6月2日に公布された。

新公益法人制度は、平成20年度中に施行が予定され、移行期間は施行後5年とされている。

民法第34条に基づき県が設立許可をしている社団法人及び財団法人は、移行期間中に、国及び県に新設される民間有識者からなる合議制の評価機関において新たな法律で定める公益社団法人・公益財団法人として認定を受けるか、又は、国若しくは県から一般社団法人・一般財団法人として認可を受ける必要がある。

これらのいずれにも認められない場合や認定・認可の申請を行わない場合は解散とみなされることになっている。

また、新公益法人制度における公益法人として認定を受けるための18の基準と23の公益目的事業の種類が「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」に定められている。

については、団体はこれらの基準や事業に適合するか現状を分析・検証するとともに、今後の法人としてのあり方を検討し新公益法人制度への対応について準備を進められたい。

イ 新公益法人会計基準への対応について

平成18年4月から適用された新公益法人会計基準では、公益法人の事業活動や財務内容の透明化を図るために、企業会計的手法を取り入れた貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録等から構成される財務諸表を作成し、国民に理解しやすい財務情報を提供することとしている。

今回監査した県が出資している団体の中には、新公益法人会計基準に基づく会計処理がされていないものがあったので、速やかにこの基準に基づく会計処理をされたい。

ウ 運用財産の取崩への対応について

県が基本財産を出捐している団体において、この基本財産を運用財産に振り替えて事業を行っている団体があったが、このような状態が続くと将来的には事業に支障が生ずることが想定される。

については、事業の選択と集中を図り人件費を始めとする経費の削減を徹底するとともに、財源確保について県と一体となって検討されたい。

エ 役員会における本人出席率の向上について

県が出資している団体において、役員会への本人の出席率の低い団体があった。

多くの重要課題を解決するためには、役員による深い議論が行われることが重要であることから、本人出席率が向上するよう取り組まされたい。

オ 会計処理の適正化について

県が出資又は補助金等を交付している団体において、会計処理の状況を見ると出納責任者が設置されていない団体や執行の意思決定者と出納事務の責任者が同一の団体があった。

会計処理を適正に行うためには、責任の所在を明らかにするとともに少なくとも執行の意思決定者と出納事務の責任者を分け、内部牽制が発揮できるよう検討されたい。

カ 会計に関する規程の整備について

県が出資又は補助金を交付している団体及び公の施設の管理を行わせている団体において、会計に関する規程が全く整備されていない団体があった。

これらの団体は、県からの財政的援助等を受けて事業を行っていることから、公正性及び経済性の確保を図るため、速やかに会計に関する規程を整備されたい。

(2) 所管課

ア 新公益法人制度への対応について

新公益法人制度についての概要は、団体に対する運営の合理化に資する意見に記述したとおりである。

所管課は、団体が新公益法人制度へ円滑に移行できるよう適切に指導をされたい。

イ 新公益法人会計基準への対応について

新公益法人会計基準についての概要は、団体に対する運営の合理化に資する意見に記述したとおりである。

所管課は、団体が速やかに新公益法人会計基準を導入するよう指導されたい。

ウ 公益法人に関する事務処理について

公益法人の事務処理について、「公益法人管理台帳作成要領」に基づく台帳の記載内容の更新が不十分なものがあつた。

については、この要領に基づいた適正な事務処理に努められたい。

監査結果（個別）

1	団体名	(社) 島根県私学教育振興会	所管課	(総務部) 総務課
---	-----	----------------	-----	-----------

1 財政的援助等の概要

出資	110,000千円(県出資比率: 42.3%)
----	-------------------------

2 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

会計に関する規程の整備について

公益法人会計基準に基づく会計に関する規程が整備されていなかった。

扶養手当の認定について

被扶養者の所得要件等を判断する証拠書類がないまま、職員の扶養手当を認定していた。

イ 運営の合理化に資する意見

業務内容及び財務等に関する情報の公開について

公益法人は、不特定多数の者の利益の実現を目的とする法人であり、社会経済において重要な役割を担うとともに、社会的責任を有しているため、業務内容及び財務等に関する情報を自主的に開示することが望まれている。

今後、団体は、より公益性を発揮するためにも、定款、事業計画書・収支予算書、事業報告書・収支計算書等の業務内容及び財務等に関する情報をホームページ等により公開されたい。

2	団体名	(財)ふるさと島根定住財団	所管課	地域政策課 青少年家庭課
---	-----	---------------	-----	-----------------

1 財政的援助等の概要

出資	400,000千円(県出資比率:100%)		
補助金	ふるさと島根定住支援補助金	201,400千円	
	少子化対策活動支援事業費補助金	13,400千円	

2 監査の結果

(1) 所管課

ア 運営の合理化に資する意見

定住財団の役割と組織体制について

団体は、本県の人口減少に歯止めをかけなければならないとの危機感を背景に、人口定住のための事業を総合的に推進する機関として設立され、県の補助を受けて就職支援やU・Iターン支援など、定住促進に向けた先導的事业に取り組むとともに、近年は県内就職を促進するための求職活動援助事業などの受託事業にも取り組み、県内定住に一定の成果を上げ高い評価を得ている。

しかしながら、若年層の県内就業に寄与してきた国からの受託事業が、平成18年度をもって終了することになるので、この事業の成果を踏まえ、団体の新たに担うべき役割と組織体制のあり方について団体とともに検討されたい。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

物品の管理について

団体の会計処理規程第49条第2項で規定する消耗品の実地棚卸が行われていなかった。

イ 運営の合理化に資する意見

「ジョブカフェしまね」の事業について

「ジョブカフェしまね」で実施している若年者就業支援事業は、若年層の県内就業の促進に一定の成果をあげ、人口定住にも寄与しているが、国からの受託事業部分が平成18年度をもって終了する。

しかしながら、受託事業のメニューの中には継続が必要なものがあると考えられるので、県と一体となって個々の事業を検証し、実施体制も含めて検討されたい。

3	団体名	(財)島根県市町村振興協会	所管課	地域政策課
---	-----	---------------	-----	-------

1 財政的援助等の概要

交付金	市町村振興交付金	656,534千円
-----	----------	-----------

2 監査の結果

(1) 所管課

ア 運営の合理化に資する意見

宝くじ収益金の配分方法について

(財)全国市町村振興協会(以下「全国協会」という。)が宝くじ収益金を都道府県に対し配分する交付金額は、均等割(市町村数割)、人口割、販売実績割によって算定されている。

均等割については、配分額の市町村合併による激変を緩和するため平成17年1月1日の市町村数を基準とし、暫定的な市町村数を根拠としている。

今後、予定されている配分方法の見直しにあたっては、合併が進んだ都道府県が不利にならないよう全国協会や国に対し要望されたい。

また、団体がオータムジャンボ宝くじ収益金を市町村に対し配分する交付金額は、均等割(市町村数割)及び人口割により算定されているが、この均等割の算定は、合併による大幅な増減が生じないよう全国協会の配分方法に準じて行われている。

については、配分方法の見直しにあたっては、配分が合理的に行われるよう団体を指導されたい。

(2) 団体

ア 運営の合理化に資する意見

新公益法人制度への対応について

現行の財団法人は、新公益法人制度に関する法律の施行後5年以内に、一般財団法人として存続するのか、公益性の認定を得て公益財団法人を目指すのか、選択する必要がある。

今後、全国協会や各都道府県振興協会と連携し、新制度において公益性の認定を得るための対応について検討されたい。

基金の有効活用について

市町村に対して災害時における緊急融資事業や公共事業に低利で貸し付ける事業等を実施するため基金を設けているが、近年の合併後における市町村の融資ニーズが減少し、基金残高が増加する傾向にある。

団体は、市町村の資金需要の増加が今後見込めないことから、基金の一部を市町村職員の研修事業の充実に充てるなど、活用策について検討されたい。

4	団体名	(社) 島根県トラック協会	所管課	交通対策課
---	-----	---------------	-----	-------

1 財政的援助等の概要

補助金	島根県運輸事業振興助成補助金	118,799千円
-----	----------------	-----------

2 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

契約書による契約の締結について

印刷物(1,138,500円)の契約において、経理規程第22条に定める契約書が作成されていなかった。

5	団体名	(財)しまね国際センター	所管課	文化国際課
---	-----	--------------	-----	-------

1 財政的援助等の概要

出資	1,012,500千円(県出資比率:79.0%)
----	--------------------------

2 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

会計処理について

貸借対照表及び財産目録で、会計上「流動資産」として区分されるべき1年未満保有の普通預金が、「その他固定資産」として区分されていた。

物品に関する諸帳簿の整備について

会計処理規程第32条に規定されている「固定資産台帳」及び会計処理規程第35条に規定されている「物品台帳」がなかった。

物品の管理について

会計処理規程第33条に規定されている「固定資産台帳」と現物との照合が行われていなかった。
また、会計処理規程第36条に規定されている「物品台帳」と現物との照合及び消耗品の実地棚卸が行われていなかった。

イ 運営の合理化に資する意見

団体のあり方について

団体は、主として県の財政支援を受け、県内の国際交流・国際協力事業、市町村・民間団体等の国際交流活動や在住外国人への支援等の事業を行っている。
しかしながら、近年、団体の収入が減少しているほか、県の厳しい財政状況により県受託事業が減少する傾向にある。また、平成12年度以降毎年度、運用財産が取り崩されており、このままの状況が続くと今後、自主事業の縮小や団体の運営に支障が生じる恐れがある。
については、会費等の収入の確保に努め、人件費を始めとする経費の削減を引き続き行うとともに、自主事業の見直しや財源確保について県と一体となって検討されたい。

7	団体名	(社)松江市医師会	所管課	医療対策課
---	-----	-----------	-----	-------

1 財政的援助等の概要

公の施設管理委託	島根県立松江高等看護学院	100,158千円
----------	--------------	-----------

2 監査の結果

(1) 所管課

ア 運営の合理化に資する意見

看護実習を行う場所の確保について

学生が在宅看護や母性看護の実習を行うための福祉施設や病院について、団体においてはその確保が容易にできにくい状況にあることから、看護実習に支障が生じないよう安定的な確保に向け支援をされたい。

施設の修繕等について

松江高等看護学院は、卒業生の看護師国家試験の合格率や地域への定着率が高いことなど、本県の看護師確保に大きく貢献をしている。しかしながら、昭和49年に建設された学院は、雨漏りが発生するなど施設の老朽化が進んでいることや、教室等が狭隘であることから学習に支障が出ている。また、建設当初想定されていなかった男子学生が相当数在学しており、それに対応する設備が十分ではない状況にある。

については、施設・設備の修繕や改良について検討されたい。

(2) 団体

ア 改善等を要する事項

会計に関する規程の整備について

会計に関する規程が整備されていなかった。

イ 運営の合理化に資する意見

スクールカウンセラーの配置について

学生生活における悩みを早期に解決するため、気軽に相談できるスクールカウンセラーの配置を検討されたい。

看護実習を行う場所の確保について

学生が在宅看護や母性看護の実習を行う福祉施設や病院についてその確保が容易にできにくい状況にある。

については、看護実習に支障が生じないよう県の協力を得て安定的な確保に取り組まれたい。

8	団体名	(社) 益田市医師会	所管課	医療対策課
---	-----	------------	-----	-------

1 財政的援助等の概要

公の施設管理委託	島根県立石見高等看護学院	189,234千円
----------	--------------	-----------

2 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

会計に関する規程の整備について

会計に関する規程が整備されていなかった。

9	団体名	(財) 島根県環境保健公社	所管課	医療対策課
---	-----	---------------	-----	-------

1 財政的援助等の概要

出資	1,000千円(県出資比率:100%)		
補助金	成人病予防センター機能強化補助金	26,000千円	
貸付金	成人病予防センター運営資金貸付金	10,000千円	

2 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

予定価格の設定について

契約事務については、団体の財務規程において県の取扱いに準じて行うものとしているが、検診機器(52,800千円)等の購入にあたって予定価格の設定がされていないものが多数あった。

随意契約の理由について

検診機器(同上)等の購入にあたって、随意契約とする理由が記載されていないものが多数あった。

イ 運営の合理化に資する意見

新公益法人制度への対応について

現行の財団法人は、新公益法人制度に関する法律の施行後5年以内に、一般財団法人として存続するのか、公益性の認定を得て公益財団法人を目指すのか、選択をする必要がある。

については、団体が行う事業が公益性の認定基準に適合するのか等について検証するなど、新制度への対応について検討されたい。

契約事務の見直し等について

団体の契約の状況を見ると、ほとんどの契約が随意契約の方法によって行われている。

契約にあたっては、経済性・透明性を一層確保するため、可能な限り競争入札を行うよう努められたい。

また、契約事務については、県の取り扱いに準じて行うものとしているが、県が平成16年度から実施している長期継続契約制度についても、導入を検討されたい。

10	団体名	(社福)恩賜財団済生会 支部島根県済生会	所管課	地域福祉課 医療対策課
----	-----	-------------------------	-----	----------------

1 財政的援助等の概要

補助金	江津総合病院施設整備費補助金	37,760千円
	島根県診療機能強化対策補助金	15,972千円
元利補給金	民間社会福祉施設整備資金元利補給金	22,044千円

2 監査の結果

(1) 所管課

ア 運営の合理化に資する意見

県西部地域における医療機能について

県は、団体の江津総合病院の移転新築にあたり、県西部医療提供体制整備計画（平成14年3月策定）に基づいて、リハビリテーション医療機能及び周産期医療機能等を確保するため財政支援を行っている。

今後、この支援によって整備された機器等の活用状況を把握し、計画に定めた機能が発揮されるよう指導等に努められたい。

1 2	団体名	(財)島根県生活衛生営業指導センター	所管課	薬事衛生課
-----	-----	--------------------	-----	-------

1 財政的援助等の概要

出 資	2,000千円(県出資比率:48.8%)
-----	----------------------

2 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

公益法人会計基準に基づく計算書類について

公益法人会計基準に基づく「計算書類の注記」が記載されていなかった。

1 財政的援助等の概要

13	団体名	(財)島根県みどりの担い手育成基金	所管課	林業課
----	-----	-------------------	-----	-----

1 財政援助等の概要

出資	1,528,272千円(県出資比率:88.4%)
----	--------------------------

2 監査の結果

(1) 所管課

ア 運営の合理化に資する意見

今後の事業等のあり方について

団体は、林業労働者の安定的な確保を図ることなどを目的とした事業に取り組まれているが、労働者数の推移をみると林業を取り巻く厳しい経営環境も影響して、平成5年の設立時と比較し逡減する傾向にある。

また、この事業は基本財産の取り崩しによって行われているため、このままの状況が続くと将来的には現在の事業規模を維持することが困難になる恐れがある。

については、この事業等のあり方や財源の確保について団体と連携を図り検討されたい。

(2) 団体

ア 運営の合理化に資する意見

今後の事業等のあり方について

団体は、林業労働者の就労条件の改善や就労者の安定的確保に資する助成事業を通して、中山間地域の雇用の促進と森林整備に大きく貢献している。

しかしながら、輸入材の影響を受け長期にわたる国産木材価格の低迷や公共事業の削減などから県内森林組合の経営状況が悪化し、林業労働者の新規雇用が控えられる状況になっている。

一方、この団体の事業は基本財産の取り崩しによって行われているため、このままの状況が続くと将来的には現在の事業規模を維持することが困難になる恐れがある。

については、この事業等のあり方について団体で進めている「基金事業検討会」における検討結果を踏まえ、森林組合等と連携し事業展開を図られたい。

14	団体名	(財)しまね産業振興財団	所管課	産業振興課 商工政策課 企業立地課
----	-----	--------------	-----	-------------------------

1 財政的援助等の概要

出資	146,196千円(県出資比率:100%)		
補助金	しまね創造的企業総合支援基金造成費補助金	65,216千円	
	しまね産業振興財団管理費補助金	208,507千円	
	しまね産学官連携促進事業費補助金	22,473千円	
	しまねビジネスセンター設置運営費補助金	15,862千円	
	財団法人しまね産業振興財団国際経済事業費補助金	10,197千円	
	情報通信費補助金	31,851千円	

2 監査の結果

(1) 団体

ア 運営の合理化に資する意見

団体に関する情報の公開について

団体は、島根県情報公開条例第35条に規定する法人に指定されており、積極的な情報公開が求められている。

については、団体のホームページに現在掲載されていない寄附行為や収支予算書等についても掲載されたい。

15	団体名	島根県商工会連合会	所管課	経営支援課
----	-----	-----------	-----	-------

1 財政的援助等の概要

補助金	島根県小規模事業経営支援事業費補助金	147,968千円
	島根県小規模事業経営資源強化対策費補助金	49,640千円

2 監査の結果

(1) 所管課

ア 運営の合理化に資する意見

商工会合併後の商工会指導について

団体に配置されている商工会指導のための指導員は、商工会合併に伴う商工会等職員設置基準の見直しにより、現在9名の指導員が平成22年度末までに6名に減員されることとなっている。

については、団体が実施する商工会に対する運営指導業務に影響が生じないように指導されたい。

(2) 団体

ア 運営の合理化に資する意見

「今後の商工会のあり方」への取組について

団体は、合併後の各商工会が地域経済や地域社会の活性化に貢献できるよう、平成17年12月に「今後の商工会のあり方」とする報告書を取りまとめ、商工会の改革に取り組んでいる。

この報告書では、「商工会の使命と役割」「企業支援体制の抜本的強化」「財政・組織基盤の強化」等について、新しい商工会の基本となる考え方と方針、そこにいたる道筋、役職員の役割等を明らかにしている。

については、役職員一丸となってこの報告書に沿って新しい商工会づくりに取り組まされたい。

商工会合併後の商工会指導について

団体に配置されている商工会指導のための指導員は、商工会合併に伴う商工会等職員設置基準の見直しにより、現在の9名が平成22年度末までに6名に減員されることとなっている。

については、団体は、商工会の組織運営及び事業実施に係る指導に影響が生じないよう、効率・効果的な指導の進め方について検討されたい。

また、合併によって商工会の支所となる地域については、現員数での経営指導員等の配置が困難となることから、商工会に対して会員への支援・サービスが低下しないよう指導されたい。

18	団体名	大社商工会	所管課	経営支援課
----	-----	-------	-----	-------

1 財政的援助等の概要

補助金	島根県小規模事業経営支援事業費補助金	35,940千円
-----	--------------------	----------

2 監査の結果

(1) 所管課

ア 運営の合理化に資する意見

合併後の商工会の指導について

大社、佐田町、多伎町、湖陵町の各商工会は、合併により平成19年4月から出雲商工会として新たに発足する。

出雲商工会の経営指導員等については、合併に伴う商工会等職員設置基準の見直しにより、現在の16名から平成22年度末までに11名に減員されることとなっている。

については、商工会会員への支援やサービスが低下しないよう団体を指導されたい。

19	団体名	国府商工会	所管課	経営支援課
----	-----	-------	-----	-------

1 財政的援助等の概要

補助金	島根県小規模事業経営支援事業費補助金	19,204千円
-----	--------------------	----------

2 監査の結果

(1) 所管課

ア 運営の合理化に資する意見

合併後の商工会の指導について

国府、金城町、旭町、弥栄村、三隅町の各商工会は、合併により平成19年4月から石中央商工会として新たに発足する。

石中央商工会の経営指導員等については、合併に伴う商工会等職員設置基準の見直しにより、現在の19名から平成22年度末までに13名に減員されることとなっている。

については、商工会会員への支援やサービスが低下しないよう団体を指導されたい。

20	団体名	松江商工会議所	所管課	経営支援課
----	-----	---------	-----	-------

1 財政的援助等の概要

補助金	島根県小規模事業経営支援事業費補助金	86,735千円
	島根県小規模経営資源強化対策費補助金	17,912千円

2 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

会計に関する規程の整備について

会計に関する規程が整備されていなかった。

23	団体名	安来商工会議所	所管課	経営支援課
----	-----	---------	-----	-------

1 財政的援助等の概要

補助金	島根県小規模事業経営者支援事業費補助金	32,202千円
-----	---------------------	----------

2 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

会計に関する規程の整備について

会計に関する規程が整備されていなかった。

25	団体名	(財)島根県建設技術センター	所管課	土木総務課 技術管理課
----	-----	----------------	-----	----------------

1 財政的援助等の概要

出資	100,000千円(県出資比率:100%)
損失補償	377,000千円

2 監査の結果

(1) 団体

ア 運営の合理化に資する意見

リサイクルヤードの運営について

リサイクルヤードは、松江地区で行われる公共工事で発生する建設発生土を受け入れるため平成16年10月に整備された。

この建設発生土の受入については、公共事業が減少する中で、平成19年度以降は採算に見合う量の確保が困難なことが予測されるので国や市町に働きかけてその確保に努められたい。

なお、搬入土のうちリサイクルできるものについては、今後、販売に向けて取り組みを進められたい。

また、リサイクルヤードの運営経費についても、創意工夫をして節減に努められたい。

新公益法人制度への対応について

現行の財団法人は、新公益法人制度に関する法律の施行後5年以内に、一般財団法人として存続するのか、公益性の認定を得て公益財団法人を目指すのか、選択する必要がある。

については、団体の事業が公益認定基準に適合するのか等について検証するなど、新制度への対応について検討されたい。